

第4回 地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会

議事概要

日時：平成29年7月21日（金）

10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館4階

特別会議室

- 事務局、資料提出委員、関係団体の順に資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。
- 積算に必要な期間が十分に確保されておらず、設計図面が確定する前に数量算出に着手したために確定した図面と数量が整合しないというケースもある。設計完了後に積算を行えるよう積算に十分な期間を確保することが重要である。
- 経験の少ない発注者が事業全体を円滑に進めるためには早い段階での専門的な支援を受けることが重要であり、CM r等の専門家が企画段階や基本設計段階で事業に関与できる制度が必要ではないか。
- 建築工事においても、工事発注時に算出した数量がどこまで高い精度で算出できるか検証する必要があるのではないかと。その上で、一部は数量を契約上に位置づけ、残りの部分は従来どおり参考数量として契約ができるような仕組みを検討する必要があるのではないかと。
- 工事の規模によって発注の条件が異なるので、この手引きで想定している工事の規模等について記載されるとよい。
- 庁舎等の大規模な建築工事ではデザインビルド方式が増えてきているが、発注者と設計・施工者との役割や責務について一定のルール化が必要ではないかと。

以上